

(別紙)

平成 28 年度 農地中間管理事業に対する評価・意見等

平成 29 年 5 月 22 日開催

項 目	評 価 ・ 意 見 等
○ 貸借の実績について	<p>○ 農地中間管理事業の平成 28 年度の実績は、平成 29 年 3 月までに借り入れた面積が 382ha、同日までに貸し付けた面積が 382ha で、目標に対してそれぞれ 93%、96%となっており、計画通りの実績となっている。</p> <p>○ 集落営農の法人化も平成 26 年の 16 法人から 27 年度 53 法人、平成 28 年度 72 法人と進展してきており、72 法人のうち、過半の 38 法人が中間管理事業を活用している。</p> <p>○ ただ新規集積面積は前年同様 33ha にとどまっていること、また農地の受け手も減少してきていることから、今後、地域と連携して一層の掘り起しに努めてもらいたい。</p> <p>○ 新規積み増しのみをもって流動化の評価を行う国の評価方式では、全国でも低位にとどまっているが、集落営農等の組織化を通じた農地の利用集積が全国第 2 位の約 7 割に達しており、今後もそれぞれの地域の特徴を活かし、特に流動化の量的拡大のみならず経営の合理化につながる質の向上に努めてもらいたい。</p> <p>○ 中山間地域については、圃場条件の厳しい水田や樹園地等の農地が多く、担い手をどう育てていくかが大きな課題になっている。中山間地域重点区域 38 地区を設け、県・市町・公社による支援チームによる積極的な支援活動も進んできており、また、果樹や茶など生産部会等と連携し産地改革と一体化した取組も期待される。</p> <p>○ 貸借のマッチングで、正式に利用権設定をしていなくても以前からの貸借関係があれば優先配慮をするという見直しがなされている。機構事業の利用は平坦地が多いが、既に集落営農で担い手へのカバーがされているところは、現行制度が変わっても集落営農が崩れないように注意してもらいたい。</p> <p>○ 集落や地域において担い手の高齢化や不足が懸念されているケースも現れており、新規参入者等を集落営農組織等で受け入れる積極的な取組も期待したい。</p>

○ 推進方策について	
① 基本的な考え方について	<p>○ 平坦地域においては、集落営農組織の法人化に合わせた事業活用が推進されており、江北町等では、法人と地域の大規模農家との交換分合による農地の集約化も進んできている。また、中山間地域においては、組織化が難しいことから重点地域を設定し、関係機関が連携した事業推進がなされている。</p> <p>○ 既存の利用権設定からの機構事業への切り替えも進んでいるが、地域によっては利用権設定事業等が中心な地域もある。 今後は、これまでの借り手・貸し手の関係性や市町の取組方向等も勘案して、円滑な事業推進に努めてもらいたい。</p> <p>○ 地域から機構への説明会の要請も多く、各地域の法人化をはじめとした説明会等にも積極的に参加している。</p> <p>○ 中山間地域振興は農地だけの問題として捉えるのではなく、全体的な活性化方策も含めた総合プランの中に位置付けて、地域の人々が自ら活性化策の実現を目指していくということに関係者と一緒になって進めていくことが大切である。</p>
② 事業の普及・啓発について	<p>○ ポスター、パンフレット、ミニのぼり、壁掛けタペストリーの配布、県・市町・JA 広報誌への事業内容掲載や新聞広告等による周知などに加え、H28 年度からは新たに借り手に対する TV の CM を出すなど制度の PR 等に取り組んできている。</p> <p>○ ただ、国が実施した認定農業者等へのアンケート調査結果によると出し手、受け手ともに機構事業を認識していない割合が依然として高いことから、制度の普及・啓発に一層、努めてもらいたい。</p> <p>○ 400ha 近くの実質的な面積が積み上がったことや、メディアの活用はいい取組だと思う。市町によって農地の集積率に差があるが、ケーブルテレビなどの地域独自のメディアもある。また、アンケートを取るなどメリット・デメリット等を分析することにより、実績が十分でないところへの PR が出来るのではないか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の対策として人・農地プランの重点区域における支援チームや農地利用最適化推進委員が、いろんな場面で連携し、単なる貸借の推進だけでなく、それぞれの地域の「人・農地プラン」の実質化に向けて積極的な取組を進めてもらいたい。 ○ 伊万里市の女性農業委員が、「フルーツの里」伊万里の継続を目指して、「個人申し出方式」「地域リレー方式」の2つの園地流動化の方式を提案するなど、注目される活動も芽生えてきている。
<p>③ 市町等との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の農業参入の動きが出てきているが、まとまった農地を提供できないという悩みがある。基山町では町主導で中山間地でなく平坦地に条件のいい農地を紹介されている。また、大興善寺近くにも観光農園を誘致したいということで町が誘致されており、先進事例として波及効果もあるのではないかな。 ○ このように企業へのアプローチに際して機構事業の活用で地域活性化につながりそうだということを事例として紹介してもいいのではないかな。大分県での伊藤園等の誘致例は、県・市・町、地域との連携の在り方について大いに参考になるのではないかな。
<p>④ 地域実態に即した推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の推進、活用には、市町・市町農業委員会、JA等との連携が極めて重要である。特に地域の農地情報に詳しい農業委員、農地利用最適化推進委員、生産組合長との連携を強化すると共に、役割分担を明確にしていくことが必要である。 ○ 法人化してもまだ課題は多く、機構、農業会議、市町、JA等が一体化して戦略目標の共有化が必要。機構は中間管理事業を通じた貸借を推進しているが、現実には農作業の受委託関係が圧倒的。利用権設定だけの所もあれば、基幹3作業（耕起、田植え、収穫）の受委託のところもある。米価や生産調整の在り方など制度の不透明感や将来の経営展開への不安等からの現場の現実的判断と考えられる。 ○ 集落営農法人を経営体として、いかにその経営内容を充実させていくかが大事なので、地域農業を総合的にどうマネジメントするかという視点から農地利用集積も検討していくことが大切である。 ○ 法人化の主体は誰なのかが課題になる。施設園芸をやっている農家は、他人の米麦までは無理。兼業農家もできない。知恵を出して地域に合う形を作らないといけないのではないかな。

⑤ その他

- 土地改良法の見直しで、機構を通せば基盤整備の負担金が不要ということだが、事業は県営事業で実施される。詳細はまだ不明だが、所有権を持つ人の同意がないと換地できず、新聞報道では同意は不要と紹介されている。
- この制度は新しいチャンスである。担い手を見つけるには基盤整備が必要。産地再編と機構事業と土地改良の三位一体の形を打ち出す必要があるが、単に農地を動かす（基盤整備）だけでは産地振興の力にならない。
- 果樹の改植事業について、厳しい果樹経営の中、担い手の確保が危惧される。耕作放棄地対策事業の活用もされていると思われるが、新規就農者を意識的に育てて行くという延長線の中で機構事業の活用を考えてあるのであれば素晴らしいことである。新規就農者に頑張ってもらうためには機構制度を活用する工夫が必要ではないか。
- 県ではトレーニングファームが稼働することとなっており、大いに期待される。新規参入者への農地・施設が確保されており、さらに営農指導のサポート体制も整いつつあり、将来的な地域の担い手として、また農地の受け手として成長してもらうよう、関係機関が一体となって取組を充実させてもらいたい。
- 地域産業支援センターでは昨年度から農林水産部の委託を受けて「農村ビジネス」や「農産品の6次化」の事業をしている。流通関係課に代わり県産品の「流通デザイン」を産業支援センターがやることになり、生産から流通までの指導体制もしている。農地の集約化だけでなく、佐賀のように集約率が高い所は加工で付加価値を付けるとか、観光の視点を取り入れるなどの工夫も必要かと思う。
- 中山間地で村の活性化の事例として、広島農事組合法人「ファーム小田」があるが、「2階建て法人」「3階建て方式」を作って、産業ビジネスと地域振興を融合したような法人組織で地域の活力向上に向けて取り組んでいる。中山間地での組織化の在り方として大いに参考にしてもらいたい。